

利益相反管理方針の概要

J A馬路村

当 J A馬路村（以下、「当 J A」といいます。）は、お客さままたは高知県信用農業協同組合連合会（以下「所属信連」といいます。）の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J Aの行う共済事業関連業務または代理事業にかかる取引であって、お客様または所属信連の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当 J Aの間の利益が相反する類型
- (2) 当 J Aの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
- (3) 代理事業に関し、所属信連と当 J Aの利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当 J Aは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さままたは所属信連の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さままたは所属信連との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さままたは所属信連との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さままたは所属信連の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さままたは所属信連に適切に開示する方法（ただし、当 J Aが負う守秘義務に違反しない場合に限りします。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当 J Aは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J Aの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当 J Aは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、J A馬路村 総務課（0887-44-2021）までご連絡ください。